

# 千葉県休日保育事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、保護者の勤務等により、児童の保育が困難な日曜日等（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）及び12月29日から12月31日までの日をいう。以下同じ。）における保育の需要に対応するために実施する休日保育事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (実施施設)

第2条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次に掲げる施設のうち、市長の指定を受けた施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9号の規定による公示がされた施設を除く。）
- (2) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する事業所
- (4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所
- (5) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する事業所

## (指定手続き)

第3条 前条の規定による指定を受けようとする施設の設置者は、千葉県休日保育事業実施指定申請書（様式第1号）及び千葉県休日保育事業計画書（様式第2号）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、千葉県休日保育事業実施指定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第2項の規定による指定をしないときは、千葉県休日保育事業実施不承認通知書（様式第4号）により、その旨及び理由を当該申請者に通知するものとする。

## (指定事項の変更)

第4条 前条第2項の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議するとともに、当該変更を行う日の1か月前までに、千葉県休日保育事業指定内容変更申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 施設管理者（施設長）の氏名及び住所

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、千葉市休日保育事業指定内容変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業の廃止又は休止）

第5条 指定事業者は、事業を廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の6か月前までに、次の各号に掲げる事項について、市長と協議しなければならない。

- (1) 廃止又は休止を希望する理由
- (2) 廃止又は休止しようとする年月日
- (3) 現に本事業を利用している乳幼児に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 指定事業者は、前項の規定による協議が整ったときは、事業を廃止又は休止しようとする日の1か月前までに、千葉市休日保育事業廃止（休止）申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、千葉市休日保育事業廃止（休止）承認通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（指定の取消し）

第6条 市長は、指定事業者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取消することができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により当該指定を受けたとき。
- (2) 実施施設の認可を取り消されたとき。
- (3) 正当な理由なく第20条第1項の規定による指導に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取消したときは、当該指定事業者に対し、千葉市休日保育事業指定取消し通知書（様式第9号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（対象児童）

第7条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号若しくは第3号の保育認定を受けた（次の2項に規定する本市の施設に入所する）児童であること。
- (2) 以下の施設のうち、いずれかに入所している児童であること。

ア 法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設を除く。）

イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する事業所

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所

オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する事業所

- (3) 保護者の就労等により日曜日等において保育に欠ける児童であること。

(4) 1週間のうち、保育所等(第2号に定める各施設をいう。以下同じ。)の利用日数が休日保育事業利用日を含め、6日を超えないこと。

(利用日時等)

第8条 事業の利用日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から12月31日までの日とする。

ただし、1月1日から1月3日を除くものとする。

2 利用時間は午前7時から午後6時まで(保育短時間認定を受けた児童(以下「短時間認定児」という。))は、3時間の延長保育を含む。)とする。

(実施の要件)

第9条 休日保育事業を実施する者(以下「実施者」という。)は、それぞれ次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 保育所 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日条例第86号)

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日条例第46号)

(4) 家庭的保育事業等(小規模保育事業、事業所内保育事業含む)を実施する事業所 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日条例第47号)

(利用申込み)

第10条 事業の利用を希望する保護者は、現に利用する保育所等の施設長(以下、「通常利用施設長」という。)に申し出のうえ、千葉市休日保育事業利用申込書(様式第10号)を実施者に提出するものとする。

2 通常利用施設長は、前項の申し出を受けたときは、速やかに、児童に係る情報等を実施者あて送付するものとする。

3 実施者は、第1項の規定による申込みを承諾するときは、当該申込者に対し、千葉市休日保育事業利用決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

4 実施者は、前項の規定による利用決定をしないときは、千葉市休日保育事業利用不承認通知書(様式第12号)により、その旨及び理由を当該申請者に通知するものとする。

5 実施者は、対象児童及び保護者を限定することなく、広く利用を希望する市民の用に供するとともに、定員を超える申込みがあったときは、抽選、先着順その他の適切かつ公平な方法により、利用者を決定するものとする。

ただし、事業所内保育事業実施施設においては、別表に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の地域枠の欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の定員枠(以下「地域枠」といい、地域枠の利用者を「地域枠利用者」という。)及び、利用定員から地域枠利用者を除いた定員枠(以下「従業員枠」といい、従業員枠の利用者を「従業員枠利用

者」という。)を設け、利用者を決定するものとする。

(児童の健康調査等)

第11条 実施者は、第10条第3項の規定により受入れを決定した児童(以下「利用児童」という。)について、通常入所施設における健康記録票等により対象児童の健康状態を把握し、当該児童の処遇に支障のないよう留意するものとする。

(利用の取止め)

第12条 第10条第3項の規定による利用の決定(以下「利用決定」という。)を受けた保護者は、その利用を取り止めようとするときは、速やかに千葉県休日保育事業利用取止め届書(様式第13号)を実施者に提出するものとする。

(利用決定の取消し)

第13条 実施者は、利用決定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項各号の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により利用決定を受けたとき。
- (3) やむを得ない事情により当該児童の保育が困難となったとき。

2 実施者は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、千葉県休日保育事業利用決定取消通知書(様式第14号)により、当該保護者に通知するものとする。

(利用料)

第14条 事業の利用に際し、費用負担は発生しないものとする。

2 短時間認定児が、保育標準時間の範囲で延長保育事業を利用した際の保育料は、千葉県延長保育事業の取扱いに準じ、通常入所施設で徴収するものとする。

(委託の禁止)

第15条 実施者は、事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(個人情報の保護)

第16条 実施者は、利用児童及び保護者に係る個人情報を保護し、これを適正に取り扱うために必要な措置を講じなければならない。

(施設賠償責任保険の加入)

第17条 実施者は、実施施設に係る施設賠償責任保険に加入するものとする。ただし、別に加入している保険において利用児童が補償対象となるときは、この限りでない。

(事故報告)

第18条 実施者は、事業の実施に当たり事故が発生したときは、直ちに、事故連絡票(様式第15号)により市長並びに通常利用施設長に報告するものとする。

2 実施者は、前項の規定による報告を行ったときは、当該事故の発生後3日以内に、事

故報告書（様式第16号）を市長並びに通常利用施設長に提出するものとする。

（書類の整備）

第19条 実施者は、実施施設に係る次の各号に掲げる書類を整備しなければならない。

- （1）利用児童の処遇及び職員の雇用の状況を確認できる書類
- （2）実施施設の管理運営の方法を定めた書類
- （3）職員の就業規則その他これに準ずる書類

（指導監督）

第20条 市長は、事業の適正な実施を確保するため、実施者に対し、必要な指導を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指導に当たり必要と認めたときは、実施施設等に対する立入調査を実施することができるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により行った指導の内容及び当該指導に基づいて講じられた改善措置の内容を閲覧に供することができるものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 利用定員（事業所内保育事業実施施設のみ）

利用定員	地域枠	従業員枠
1人以上5人以下	1人	利用定員－地域枠
6人以上7人以下	2人	利用定員－地域枠
8人以上10人以下	3人	利用定員－地域枠
11人以上15人以下	4人	利用定員－地域枠
16人以上20人以下	5人	利用定員－地域枠
21人以上25人以下	6人	利用定員－地域枠
26人以上30人以下	7人	利用定員－地域枠
31人以上40人以下	10人	利用定員－地域枠
41人以上50人以下	12人	利用定員－地域枠
51人以上60人以下	15人	利用定員－地域枠
61人以上70人以下	20人	利用定員－地域枠
71人以上	20人	利用定員－地域枠

注1 従業員枠については下限を設けないこととし、地域枠をその分増加させることは差支えない。

様式第1号

## 千葉県休日保育事業実施指定申請書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

(申請者) 住 所

法人名

代表者

(施設名

印

)

担当者名

電話番号

FAX番号

Eメールアドレス

千葉県休日保育事業の実施施設としての指定を受けたいので、次の通り申請します。

(提出書類)

- 1 事業計画書
- 2 その他必要書類

該当する記号・名称に○をつけ、必要事項を記載してください。

## 千葉市休日保育事業計画書

施設名称		所在地	〒 千葉市                      区	
			TEL:            (       )                      FAX:            (       )	
最寄駅		駅から徒歩                      分		
※最寄駅から施設までの地図を提出してください。				

### 1 設置者等

設置主体	A:個人 B:法人 (名称:                      ) 主たる事業:	代表者職・氏名	
	C:任意団体 (名称:                      )	設置主体の所在地	住所  TEL:            (       ) FAX:            (       )
		設置者の設立年月日(個人以外)	年   月   日
他に経営している保育施設 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		名称: <input type="checkbox"/> 認可 <input type="checkbox"/> 認可外( <input type="checkbox"/> 千葉市保育ルーム <input type="checkbox"/> 認可外保育施設)	

施設長 (予定者)氏名		関連資格	<input type="checkbox"/> 有(保育士・保健師・看護師・助産師・幼稚園教諭・その他) 取得年月                      年                      月                      日 <input type="checkbox"/> 無
経験年数	保育従事年数                      年	施設長・主任歴                      年	
防火管理(予定)者氏名		<input type="checkbox"/> 講習受講済み <input type="checkbox"/> 講習予定	

### 2 計画定員

休日保育事業定員	人	休日保育保育室	㎡
事業所内保育事業所	地域枠	人	従業員枠
※ 事業所内保育事業所の場合は、地域枠・従業員枠についても記載			

### 3 職員配置計画

(単位:人)

	施設長	保育士				調理員		その他		計
		常勤		非常勤		常勤	非常勤	常勤	非常勤	
		専任	兼務	専任	兼務					
計画合計										
確保済										
雇用予定										

※雇用予定がある場合には、採用方法・確保の見通しを下記に具体的に記入してください。

### 4 施設の開所時間と休日保育事業実施計画

受入年齢	通常	歳児    ~    就学前	※0歳児は	から(産休明け・生後○日・○か月等)
	休日保育	歳児    ~    就学前	※0歳児は	から(産休明け・生後○日・○か月等)
開所時間	通常	平                      日		
	休日保育	休                      日                      保                      育		
	通常	時                      分から	時                      分まで	
	休日保育	時                      分から	時                      分まで	

様式第3号

千葉市指令 第 号

(申請者) 住 所  
法人名  
代表者  
(施設名  
様  
)

### 千葉市休日保育事業指定通知書

年 月 日付申請のあった、千葉市休日保育事業の実施に  
ついて、次のとおり指定したので通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

指定日	年 月 日
事業開始日	年 月 日
施設名	
事業を行う場所	
その他	

(申請者) 住 所  
法人名  
代表者 様  
(施設名 )

### 千葉市休日保育事業不承認通知書

年 月 日付申請のあった、千葉市休日保育事業の実施に  
ついて、次のとおり不承認としたので通知します。

年 月 日

千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

決定日	年 月 日
不認定とした理由	
その他	

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

## 千葉市休日保育事業指定内容変更申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者) 住 所  
法人名  
代表者  
(施設名) 印

年 月 日付 により指定を受けた内容について変更したく、  
次のとおり申請します。

変更希望日	年 月 日	
	変更前	変更後
(1)施設の 名称・所在地		
(2)設置者の 氏名・住所 (名称・所在地)		
(3)施設管理者 (施設長)の 氏名・住所		
(4)その他		
変更理由		

様式第6号

千葉市指令 第 号

(申請者) 住 所  
法人名  
代表者 様  
(施設名 )

### 千葉市休日保育事業指定内容変更承認通知書

年 月 日付で申請があった内容について、次のとおり変更を承認  
したので通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

変更承認日	年 月 日
変更内容	

様式第7号

## 千葉市休日保育事業廃止(休止)申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者) 住 所  
法人名  
代表者 印  
(施設名 )

年 月 日付 により指定を受けた事業について中止したく、  
次のとおり申請します。

中止希望日	年 月 日
中止の理由	

様式第8号

千葉市指令 第 号

(申請者) 住 所  
法人名  
代表者 様  
(施設名 )

### 千葉市休日保育事業廃止(休止)承認書

年 月 日付で申請があった内容について、次のとおり中止を承認  
したので通知します。

年 月 日

千 葉 市 長

中止承認日	年 月 日
備 考	

(申請者) 住 所  
法人名  
代表者 様  
(施設名 )

### 千葉市休日保育事業指定取消し通知書

年 月 日付 により指定した休日保育  
事業の実施について、下記の通り取り消すこととしたので、通知します。

年 月 日

千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

取消し日	年 月 日
備 考	

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第10号

千葉市休日保育事業利用申込書

(あて先:施設名) \_\_\_\_\_

年 月 日

(保護者)

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス \_\_\_\_\_

@ \_\_\_\_\_

次のとおり休日保育を受けたいので申込みます。なお、入所に伴う保育園への送迎並びに入所中における注意事項については、保護者の責任において履行することを誓約いたします。

休日保育 対象児童	住所	千葉市 区					
	フリガナ 氏名		男 女	生年月日	年 月 日	生(満 歳・4月1日現在)	
児 童 の 状 況	保育所(園)に入所している [ 保育所(園)名: _____ Tel _____ ]						
休日保育 利用希望日 (希望日欄に○印 をつけてください。 なお、祝日等の欄 には希望日を記入 してください。)	月	第1日曜日	第2日曜日	第3日曜日	第4日曜日	第5日曜日	祝日等で希望する場合は希望日を記入
	月						
	月						
	月						
	月						
利用日計	計						日
休日保育 申込理由	保護者が 1 就労している 2 その他( _____ )						
緊急時の 連絡先	氏 名	連 絡 先			電 話 番 号		
	父						
	母						
	その他						
添付書類 (該当事項に ○印を付けて ください。)	1 休日保育個人調査票 2 休日就労証明書 (世帯で就労している方全員のそれぞれの証明が必要) 3 生活保護受給証明書または非課税証明書 4 障害者手帳等の写し 5 その他						

保育所(園)へ休日保育利用の旨の連絡 (どちらかに○)	既に済ませた	未だしていない ⇒ご利用の旨ご連絡ください
保育所(園)へ代替休園日(代わりの休日) を伝えたか (どちらかに○)	既に済ませた	未だしていない ⇒代替休園日(代わりの休日)をお伝えください

※ 休日保育利用に当たっては、普段ご利用の保育所(園)へもご連絡が必要です。

※実施施設 記入	施設名		Tel.番号	—	—
-------------	-----	--	--------	---	---

様式第11号

### 千葉市休日保育事業利用決定通知書

年 月 日

(保護者)

住所

フリガナ

氏名

様

(施設名) \_\_\_\_\_

休日保育 対象児童	住所	千葉市 区					
	フリガナ 氏名		男女	生年月日	年	月	日生(満 歳・4月1日現在)
児 童 の 状 況	保育所(園)に入所している [ 保育所(園)名: _____ ]						
休日保育 利用日	月	第1日曜日	第2日曜日	第3日曜日	第4日曜日	第5日曜日	祝 日 等
	月						
	月						
	月						
	月						
利用日計	計 _____ 日						
休日保育 申込理由	保護者が 1 就労している 2 その他( _____ )						

- ※ 1 休日保育を利用する場合は、この通知書を必ず提示してください。
- 2 申込み事項の変更や利用の辞退等については、速やかに保育所(園)に連絡してください。
- 3 保育所(園)の送迎は、時間を厳守してください。
- 4 送迎は同一の方を原則としますが、やむを得ず違う方がお迎えの場合は、児童との関係がわかるものの提示をお願いします。
- 5 保護者の方の所在が常にわかるようにしてください。
- 6 問い合わせ先は次の通りです。

施設名		TEL 番号	— —
-----	--	--------	-----

様式第12号

千葉県休日保育事業利用不承認通知書

平成 年 月 日

(保護者)

住所

フリガナ

氏名

様

(施設名)

対象児童	住所					
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		性別	男・女	年齢	満 歳 (4月1日現在)
不承認の理由						

連絡先

施設名

電話番号

様式第13号

千葉市休日保育事業利用取止め届出書

年 月 日

(あて先:施設名) \_\_\_\_\_

(保護者)

住 所

フリガナ \_\_\_\_\_

氏 名

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

連絡先電子メールアドレス

@ \_\_\_\_\_

下記のとおり、休日保育事業の利用を取止めますので、届出ます。

対 象 児 童 名			
性 別	男・女	生 年 月 日	年 月 日生まれ
利 用 を 取 止 め る 日	年 月 日		
取 止 め の 理 由			

様式第14号

## 千葉市休日保育事業利用取消し通知書

平成 年 月 日

(保護者)

住所

フリガナ

氏名

様

(施設名)

下記の理由により、利用を取り消すこととしたので通知します。

対象児童	住所					
	フリガナ	生年月日	年	月	日	
	氏名	性別	男・女	年齢	満 歳 (4月1日現在)	
取消しの理由						

連絡先 施設名

電話番号



様式第16号

千葉市長様

年 月 日

施設名

実施者

印

保育中・保育施設外における児童の事故報告書

児童名	年齢	男・女	医療機関名	医療機関への付き添職員名及び職名
保護者名	年 月 日	曜日	傷病名	
発生年月日	年 月 日	曜日	医療機関での処置	
発生場所	年 月 日	時 分頃	医師の指示事項 (診断事項等)	
傷病の状況				
当日の子どもの状態				
発生状況(具体的に詳記のこと)	発生場所略図と職員的位置			
このこと	当日の様子	その後の経過	他の子への指導・配慮	事後処理
の状況			職員への指導	施設・設備の対策
			その他	
発生当初の保育施設での処置(応急処置)				